

財務省告示第四百六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

|    |          |  |
|----|----------|--|
| 一  | 名称及び記号   | 利付国庫債券（五年）（第二十二回）  |
| 二  | 発行の根拠    | 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項  |
| 三  | 発行方法     | 郵便貯金資金による引受け   |
| 四  | 発行金額     | 額面金額で二千三百億円  |
| 五  | 払込金額     | 二千二百九十八億千六百万円  |
| 六  | 額面金額の種類  | 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種  |
| 七  | 発行行      | 平成十四年十月二十一日  |
| 八  | 発行価格     | 額面金額百円につき九十九円九十二銭  |
| 九  | 利率       | 年〇・三パーセント  |
| 十  | 経過利息の払込み | 郵政事業庁長官は、払込金額に<br>加え、次の算式により算出した<br>金額を第十六号に規定する期日<br>に払い込むものとする。  |
| 十一 | 初期利子     | $\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{31}{365}$ <p>平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。</p> |

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

|    |          |                                       |                 |                 |                 |                |             |             |
|----|----------|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-------------|-------------|
| 十二 | 第二期以後の利子 | 毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。 | 平成十九年九月二十日      | 額面金額百円につき百円     | 日本銀行の本店、支店、代理店、 | 国債代理店及び国債元利金支払 | 取扱店並びに取扱郵便局 | 平成十四年十月二十一日 |
| 十三 | 償還期限     | 平成十九年九月二十日                            | 額面金額百円につき百円     | 日本銀行の本店、支店、代理店、 | 国債代理店及び国債元利金支払  | 取扱店並びに取扱郵便局    | 平成十四年十月二十一日 |             |
| 十四 | 償還金額     | 額面金額百円につき百円                           | 日本銀行の本店、支店、代理店、 | 国債代理店及び国債元利金支払  | 取扱店並びに取扱郵便局     | 平成十四年十月二十一日    |             |             |
| 十五 | 元利金支     | 日本銀行の本店、支店、代理店、                       | 国債代理店及び国債元利金支払  | 取扱店並びに取扱郵便局     | 平成十四年十月二十一日     |                |             |             |
| 十六 | 払込期日     | 平成十四年十月二十一日                           |                 |                 |                 |                |             |             |